

物価高騰に対する 市民・事業者支援の内容

(令和7年度:12月、1月議会追加分)

令和8年1月16日現在

宍粟市

生活・経済面の支援

支援策の名称	水道(基本料金)支援事業																
支援の概要	物価高騰が続く中、市民の暮らしの安定と地域経済維持・活性化を図る支援策として水道基本料金を減免します。																
対象となる方	市と契約している水道使用者（市民・事業者等） ※官公庁等公共施設は除く																
支援の内容	<p>【減免額】 ・水道料金の基本料金 ※基本水量を超える従量料金は、減免されません。</p> <p>【対象期間】 ・令和8年1月～3月請求分（3か月間）</p> <p>1か月の基本料金</p> <table border="1"><tr><td>口径(mm)</td><td>13</td><td>20</td><td>25</td><td>40</td><td>50</td><td>75</td><td>100</td></tr><tr><td>金額(円)</td><td>2,420</td><td>2,970</td><td>3,410</td><td>7,590</td><td>15,620</td><td>36,740</td><td>77,220</td></tr></table> <p>※福祉世帯、空き家水道料金軽減事業の対象の方は、この支援事業を優先し重複の支援はありません。</p>	口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	金額(円)	2,420	2,970	3,410	7,590	15,620	36,740	77,220
口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100										
金額(円)	2,420	2,970	3,410	7,590	15,620	36,740	77,220										
手続き	手続きは不要です。																
お問い合わせ	建設部 水道管理課 0790-63-3129 一宮市民局 北部事務所 0790-72-2000 波賀市民局 北部事務所 0792-75-2976 千種市民局 北部事務所 0790-76-2210																

生活・経済面の支援

支援策の名称	物価高対応子育て応援手当【国】
支援の概要	物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世帯（児童手当受給者）に対し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、児童の人数に応じた支援給付を行います。
対象となる方	<p>次の①～③のいずれかに該当する人</p> <p>① 令和7年9月分（9月に出生した児童については10月分）の児童手当の支給を受けている人</p> <p>② 令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の支給を受ける人</p> <p>③ 令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の支給を受ける人。 ただし、①の受給者から本手当に相当する額の金銭等を受け取っている場合や、本手当の目的のために費消している場合を除く。</p>
支援の内容	<p>【給付額】</p> <p>対象児童1人あたり 2万円</p> <p>※ 対象児童とは、 0歳から高校3年生年代までの児童（平成19年4月2日～令和8年3月31日までの間に出生した児童）</p>
手続き	<p>原則、申請は不要です。</p> <p>※ 給付金の支給に関する確認書による意向確認手続きを経て、児童手当受給口座へ給付します。</p> <p>ただし、公務員の人や、上記「対象となる方」の②③に該当する人は、申請が必要です。</p>
お問い合わせ	健康福祉部 子育て支援課 0790-63-3176

生活・経済面の支援

支援策の名称	低所得の子育て世帯への物価高騰支援給付金【市】
支援の概要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、児童の人数に応じた支援給付を行います。
対象となる方	<p>① ひとり親世帯（児童扶養手当受給者） 令和7年9月から令和8年3月までの全部またはいずれかの月において、児童扶養手当の受給者で、次のいずれにも該当しない人 （対象から除外する人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の全部を支給しないこととされている人 ・ 他市町村において、国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金を活用した同様の給付金を世帯主として受領した人 <p>※ 「国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金」とは、令和7年11月21日付閣議決定された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」をいう。</p> <p>② その他の世帯（非課税） ①以外の「物価高対応子育て応援手当」の受給者で、令和7年度の住民税（均等割）が非課税の人</p>
支援の内容	<p>【給付額】 対象児童1人あたり 2万円</p> <p>※ 対象児童とは、 ① 児童扶養手当の対象となっている児童 ② 「物価高対応子育て応援手当」の対象となっている児童</p>
手続き	原則、申請は不要です。 ※ 給付金の支給に関する確認書による意向確認手続きを経て、①は児童扶養手当受給口座へ、②は「物価高対応子育て応援手当【国】」受給口座へ給付します。
お問い合わせ	健康福祉部 子育て支援課 0790-63-3176

生活・経済面の支援

支援策の名称	食のセーフティネット事業支援補助金	
支援の概要	<p>宍粟市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施している「食のセーフティネット事業」において、光熱費や食料品価格等の物価高騰の影響を受け、支援を必要とするひとり親世帯など生活困窮世帯が増加しています。このことから、社協に対し事業に要する費用の一部を助成することで、物価高騰等の影響を強く受ける生活困窮世帯に対し必要な食の提供が行えるよう支援を行います。</p>	
対象となる方	宍粟市社会福祉協議会	
支援の内容	<p>社会福祉協議会が生活困窮者支援の一環として実施する「食のセーフティネット事業」を支援する。</p> <p>◇食のセーフティネット事業について</p> <p>(1) 制度の概要 物価高騰により生活に困窮しているひとり親世帯などに対し、「食のセーフティネット事業」を通じて食品・食材を提供することで、生命の維持・生活の安定を図る。</p> <p>(2) 支援対象者 次の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none">・宍粟市に居住されている方・物価高騰により金銭的に困窮している方・生活困窮自立支援制度の自立支援機関等と十分連絡調整を行い、制度や支援策につながる方又はつながる可能性がある方・その他、社会福祉協議会会長が必要と認めた方	
手続き	宍粟市社会福祉協議会へ直接ご相談ください。	
お問い合わせ	宍粟市社会福祉協議会 0790-72-8787	健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067

医療・福祉施設等支援

支援策の名称	医療機関等における光熱費等高騰対策支援事業
支援の概要	光熱費等が高騰するなか、地域医療の継続性を確保し、市民が安心して医療サービスを受けられる環境を維持することを目的に、市内医療機関を対象に支援金を交付します。
対象となる方	令和8年2月1日現在において、市内で診療を行っている民間の医療機関（医院、歯科医院）
支援の内容	1 医療機関あたり、43,000円 ※1 医療機関 1回限り
手続き	別途お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。
お問い合わせ	健康福祉部 保健福祉課 0790-62-1000